

◎気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律

一部を改正する法律

(平成二五年五月二一日法律第二三三号)

一、提案理由(平成二五年四月一九日・衆議院国土交通委員会)

○太田国務大臣　ただいま議題となりました気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

自然災害の多い我が国においては、一昨年の東日本大震災や平成二十四年七月九州北部豪雨による災害などのように、時として一度発生すれば多数のとうとい命が失われるような大規模な災害が発生しております。また、今後も、南海トラフ巨大地震など大規模な災害の発生の可能性が指摘されており、多くの国民の安全で安心な暮らしを脅かしているところです。

こうした大規模な災害の発生のおそれがまさに高まっているような状況においては、多くの国民が避難行動を迅速に行ひみ

ずからの命を守ることができるよう、地方公共団体と連携して、国民に対し、災害の危険性をわかりやすく、いち早く確実に伝えることが必要となつております。
このような趣旨から、このたびこの法律案を提案することとした次第です。
次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。
第一に、気象庁は、大津波や数十年に一度の豪雨が予想されるなど、重大な災害の起くるおそれが著しく大きい場合に、その旨をわかりやすく伝える特別警報を実施しなければならないこととしております。
第二に、気象庁は、特別警報の基準を定めるに際し、都道府県及び市町村から意見を聞くこととし、また、実際に特別警報の通知を受けた都道府県及び市町村は、住民等に対する周知のために必要な措置をとらなければならないこととしております。
第三に、特別警報の実施などの気象業務を的確に遂行するため、海洋気象台を管区気象台等に統合することとしております。
そのほか、これらに関連いたしまして、所要の規定の整備を行ふこととしております。
以上が、この法律案を提案する理由です。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

り可決すべきものと議決した次第であります。
以上、御報告申し上げます。

二、衆議院国土交通委員長報告(平成二五年四月二六日)

○金子恭之君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、重大な災害が発生した場合における国民の安全の確保を図るための措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、気象庁は、重大な災害の起ころるおそれが著しく大きい場合には、特別警報を実施しなければならないこと、

第二に、特別警報の通知を受けた都道府県及び市町村は、住民等に対する周知のために必要な措置をとらなければならないこと、

第三に、特別警報等を行う体制の強化に資するよう海洋気象台を管区気象台等に統合すること

などであります。

本案は、去る四月十八日本委員会に付託され、翌十九日太田國土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、二十四日、質疑を行ひ、質疑終了後、採決の結果、全会一致をもつて原案のとおり採決されました。

なお、本法律案に対しても附帯決議が付されております。
以上、御報告を申し上げます。

気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律

気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律

○附帯決議(平成二五年五月二三日)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 東日本大震災及び平成二十三年台風第十二号の際の教訓等を踏まえ、各種警報等に係る予測精度や信頼性の一層の向上を図るため、気象観測等の充実に努めるとともに、災害の予測に係る機器及びシステムの機能向上・高度化のための取組を一層推進すること。

二 海洋気象台の管区気象台等への組織統合及び業務の一体運用により、所期の目的を十全に果たすことができるよう、管区気象台等相互間及び気象庁本庁と管区気象台等との間の連携強化に向けた取組を進めるとともに、業務を担う人材について、専門性の向上や国際交流の促進を図るなど、体制の充実に努めること。

右決議する。